

News Release (1)

【平成 29 年 1 月 19 日（木）午後 3 時発表】

▼地区計画の決定・用途地域の変更を行いました

▼概要

1 月 1 2 日に地区計画の決定及び用途地域の変更を行いました。

新たに地区計画の区域となる地域では、土地の区画形質の変更や建築等を行う場合は着工日の 30 日以上前に届出をしていただく必要があります。

また、用途地域が変更される場所においては建築物の規制が一部緩和されました。

<地区計画決定>

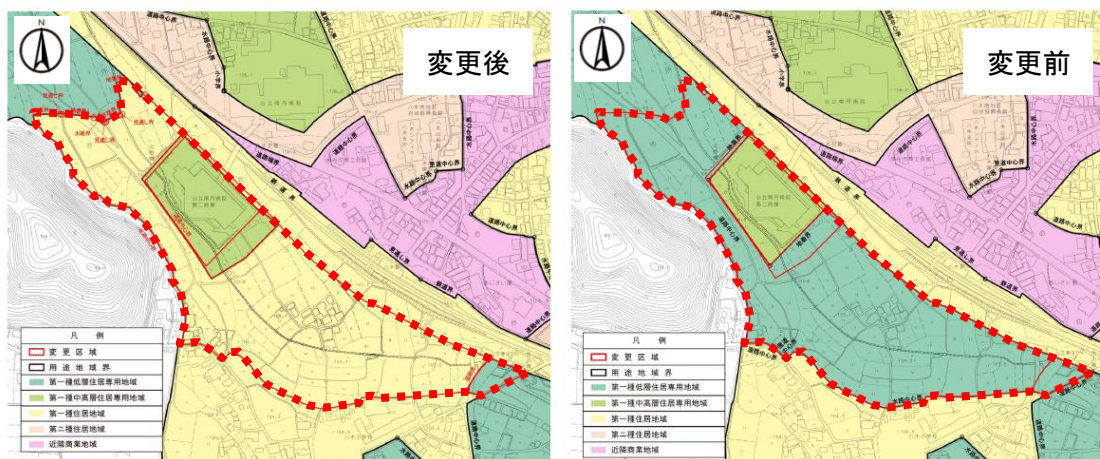
- 名称：八木駅西地区地区計画
- 対象地域：南丹市八木町八木の一部

宅地のゆとりの創出と健全で賑わいのある土地利用を図るため、八木駅西土地区画整理事業区域内に、建築物の用途や壁面の位置、建築物等の意匠の制限等を定めた地区計画を策定しました。

<用途地域の変更>

- 対象地域：南丹市八木町八木の一部

八木駅西土地区画整理事業区域と、その近隣の土地を対象に用途地域の変更を行いました。



第 1 種住居地域に変更された区域（図の赤線区域のうち、青緑から黄へ変更された部分）では、これまで主に住宅等しか建築できませんでしたが、変更に伴い 3,000㎡までの店舗や事務所等が建築可能になりました。

※変更の詳細については都市計画課までお問い合わせください。

▼この記事に関するお問い合わせ

土木建築部 都市計画課 担当：木村 （電話 0771-68-0052）

プレスリリースに掲載された内容およびお問い合わせ先は発表現在のもので、その後、予告なしに変更される場合がありますのでご了承ください。